

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社コタニ	代表者氏名	小谷 恵助
主たる営業所の所在地	兵庫県赤穂郡上郡町		
許可番号	兵庫県知事許可（般・特－４）第５５１２９２号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和６年２月２７日	処分を行った者	中播磨県民センター長
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同条第１項第３号該当）		
処分の内容 建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止 １ 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部 ２ 期間 令和６年３月２５日から令和６年３月２７日までの３日間			
処分の原因となった事実 （株）コタニは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１６条の２の違反により罰金刑に処せられ、令和４年１月６日にその刑の執行が終了した。 このことは、建設業法第２８条第３項に該当する。			
その他参考となる事項			